

議第 27 号

辺地に係る総合整備計画の策定について

倉橋町鹿島辺地に係る総合整備計画（公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画）を別紙のとおり定める。

（提案理由）

倉橋町鹿島辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、この案を提出する。

総合整備計画書

広島県呉市倉橋町鹿島辺地

(辺地の人口 2 1 2 人, 面積 2 . 6 3 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 呉市倉橋町鹿島
- (2) 地域の中心の位置 呉市倉橋町字鹿島瀬戸 1 8 8 5 4 番 4
- (3) 辺地度点数 1 2 9 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地域は、呉市の中心部から南へ約 3 6 キロメートル離れた鹿島集落である。

当該地域が存する鹿島と倉橋島との間に架かる鹿島大橋は、島外へ往来するための唯一の生活道路であるとともに、農業の用に供するために設けられた農道渡海橋である。また、当該農道渡海橋には地域の基幹産業の一つである漁業の船舶等の航行に必要な橋梁^{りょう}灯が設置されている。

しかしながら、当該橋梁灯については停電時のバックアップ機能がないことから、停電時においても安全な船舶の航行等に支障を来すおそれがないよう、橋梁灯用の蓄電池を設置し、更なる安全性の向上を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度の 1 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
農道 (鹿島大橋)	呉市	5,000		5,000	5,000
合 計		5,000		5,000	5,000